

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の2 移動式の泡消火設備

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の2 移動式の泡消火設備

移動式の泡消火設備の設置及び維持の技術上の基準は、政令第 15 条及び省令第 18 条並びに泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 50 年 12 月 9 日自治省令第 26 号）によるほか、次による。

1 主な構成

- (1) 泡消火薬剤混合装置が別置き方式のもの（第4の2-1図参照）
- (2) 泡消火薬剤混合装置が内蔵されている方式のもの（第4の2-2図参照）

2 加圧送水装置（ポンプを用いるもの）

- (1) 設置場所
第2屋内消火栓設備第2(1)を準用する。
- (2) 機器
ア 第2屋内消火栓設備第2(2)を準用する。
イ 省令第18条第4項第9号ハ(イ)に規定する「ポンプの吐出量」は、次の量以上とする。
（ア）自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設けるもの
ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上の当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）
に 130 l/min を乗じて得た量以上の量
（イ）その他の防火対象物又はその部分に設けるもの
ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上の当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）
に 260 l/min を乗じて得た量以上の量
ウ 省令第18条第4項第9号ハ(ロ)に規定する「ノズルの先端の放射圧力換算水頭」は、35m以上とする。
- (3) 設置方法
第2屋内消火栓設備第2(3)を準用する。
- (4) 省令第18条第4項第9号ニに規定する「ノズルの先端の放射圧力がノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置」
第2屋内消火栓設備第2(4)（ウを除く。）を準用する。

3 水源

第2屋内消火栓設備第3（(1)イを除く。）及び第4泡消火設備第3(2)イを準用する。

4 配管等

第2屋内消火栓設備第4(1)から(3)までを準用する。

5 配管等の摩擦損失計算

摩擦損失計算告示によるほか、第2屋内消火栓設備第5を準用する。

6 泡消火薬剤

省令第18条第3項に規定する「泡消火薬剤の貯蔵量」は、第3に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とする。

7 泡消火薬剤混合装置等

省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次による。

- (1) 混合方式は、次の方式とする。
ア プレッシャー・プロポーション方式（第4泡消火設備第8(1)ア及び第4の2-3図参照）

第4章 消防用設備等の技術基準

第4の2 移動式の泡消火設備

イ プレッシャー・サイド・プロポーション方式（第4 泡消火設備第8(1)ウ参照）

ウ ライン・プロポーション方式（ピックアップ方式を除く。）

送水管系統の途中に混合器（吸入器）を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの（第4の2-4図参照）

- (2) プレッシャー・サイド・プロポーション方式の混合器（2 管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納する箱に収納するか、又はその直近（概ね 5 m 以内）に設置する。▲

8 泡放射用具格納箱等

泡放射用器具を格納する箱（この項において「泡放射用具格納箱」という。）は、開閉弁、ホース接続口、消防用ホース、ノズル、操作部及び赤色の灯火は、省令第 18 条第 4 項第 3 号の 2、第 4 号及び第 10 号口の規定のほか、次による。（第4の2-5図参照）

- (1) 泡放射用具格納箱

第2 屋内消火栓設備第6(2)アの例による。ただし、扉側の表面積は、0.8 m²以上とする。

- (2) 開閉弁

泡放射用具格納箱又はホース接続口の直近に開閉弁を設けること。▲

- (3) ホース接続口

結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式差し口とする。

- (4) 消火栓弁

開閉弁及びホース接続口に消火栓弁（移動式の泡消火設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路をいう。この項において同じ。）を用いる場合は、次による。

消火栓弁は、結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式差し口とする。

- (5) 消防用ホース

ア 消防用ホースの規格省令に規定する平ホースとする。

イ 消防用ホースの規格省令に規定する呼称 40 又は 50 のもので、長さ 20m のものを 2 本以上設ける。▲

ウ 消防用ホースは、屋内消火栓等告示に適合するもの又は認定品とする。

- (6) ノズル

消防用ホースに結合する部分は、結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式受け口とする。

- (7) 操作部

ア 泡放射用具格納箱内に起動装置の操作部を設ける場合は、当該操作部及び始動表示灯が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とする。

イ 操作部は、自動火災報知設備の P 型発信機と兼用することができる。

- (8) 赤色の灯火

第2 屋内消火栓設備第6(2)イの例によるほか、加圧送水装置の始動を点滅により表示すること。▲

- (9) 表示

ア 泡放射用具格納箱に表示する「移動式泡消火設備」の文字の大きさは、1 文字につき 20 cm²以上とする。

イ 起動装置を自動火災報知設備の P 型発信機と兼用する場合は、発信機に屋内消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示をする。▲

- (10) 設置方法

ア 火災の際、容易に操作ができる位置に設ける。

イ 泡放射用具格納箱の扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さを確保する。

ウ 政令第 15 条第 3 号に規定する「ホース接続口からの水平距離が 15m の範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる」とは、間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放射距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいう。この場合の放射距離は、省令第 18 条第 2 項第 4 号に規定する「泡水溶液」が放射される際の距離による（機器

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の2 移動式の泡消火設備

仕様書に明示された数値)。

9 自動警報装置

- (1) 受信部の設置場所等（省令第18条第4項第12号、同令第14条第1項第4号ニ及びホ関係）
第10 自動火災報知設備第3(1)を準用する。
- (2) 音響警報装置（省令第18条第4項第12号、同令第14条第1項第4号ただし書関係）
第3 スプリンクラー設備9(6)を準用する。

10 手動式の起動装置

省令第18条第4項第10号ロ及び同令第12条第1項第7号への規定の例により設けること。
なお、配管内の圧力低下を検知してポンプが起動するものは、第2 屋内消火栓設備第7を準用する。この場合において、起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「 $H_1 + 0.4\text{MPa}$ 」とする。

11 表示及び警報

第3 スプリンクラー設備第14を準用する（省令第18条第4項第15号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

12 貯水槽等の耐震措置

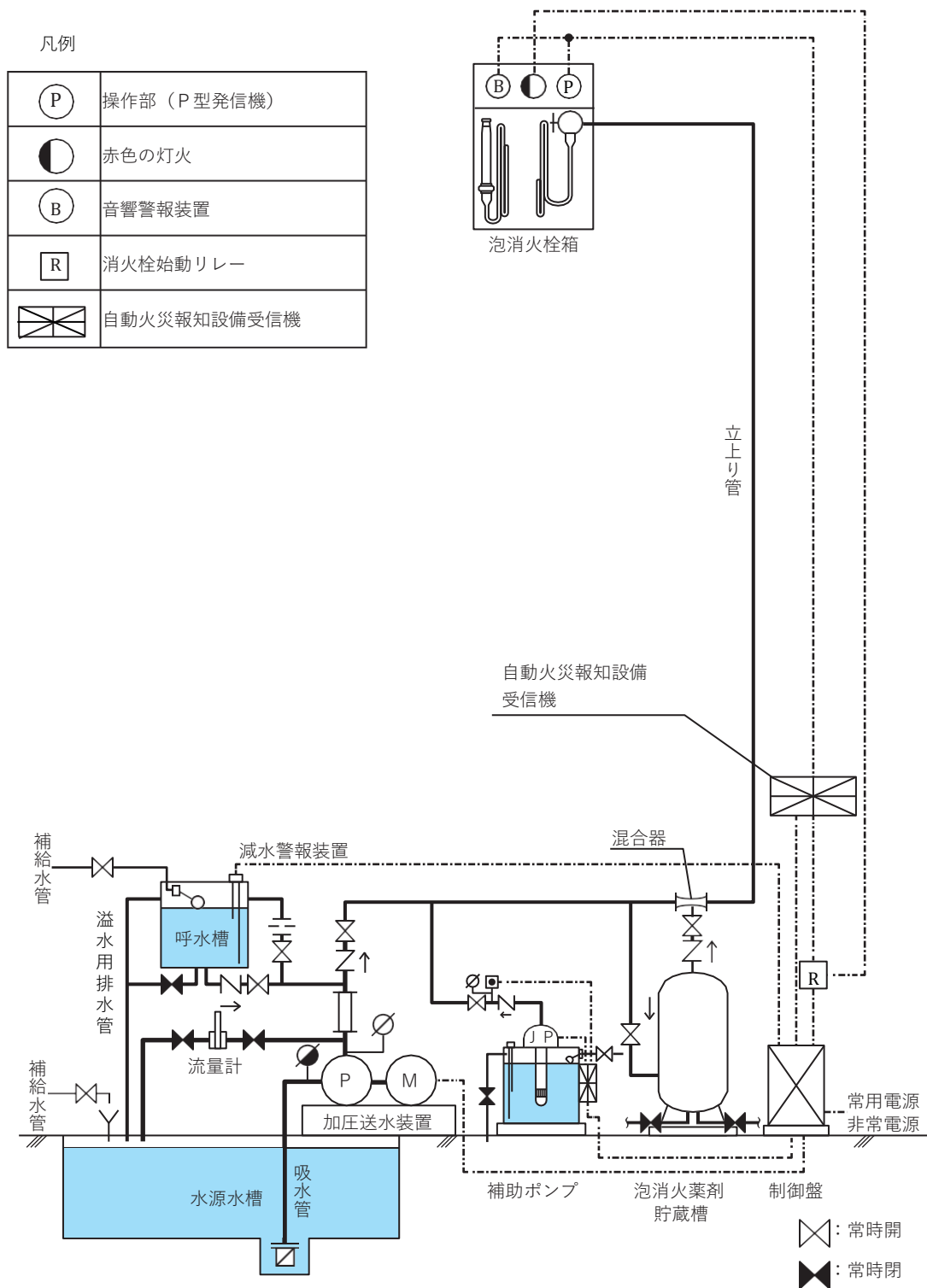
第2 屋内消火栓設備第10を準用する。

13 非常電源及び配線等

- (1) 非常電源及び配線等
第23 非常電源による。
- (2) 常用電源回路の配線
第2 屋内消火栓設備第11(2)を準用する。
- (3) 非常電源回路、操作回路、表示灯回路及び音響警報装置回路の配線は、次による。（第4の2-6図参照）
 - ア 非常電源回路
耐火配線を使用する。
 - イ 操作回路
耐熱配線を使用する。
 - ウ 表示灯回路
耐熱配線を使用する。
 - エ 音響警報装置回路
省令第18条第4項第12号に規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用する。▲

14 総合操作盤

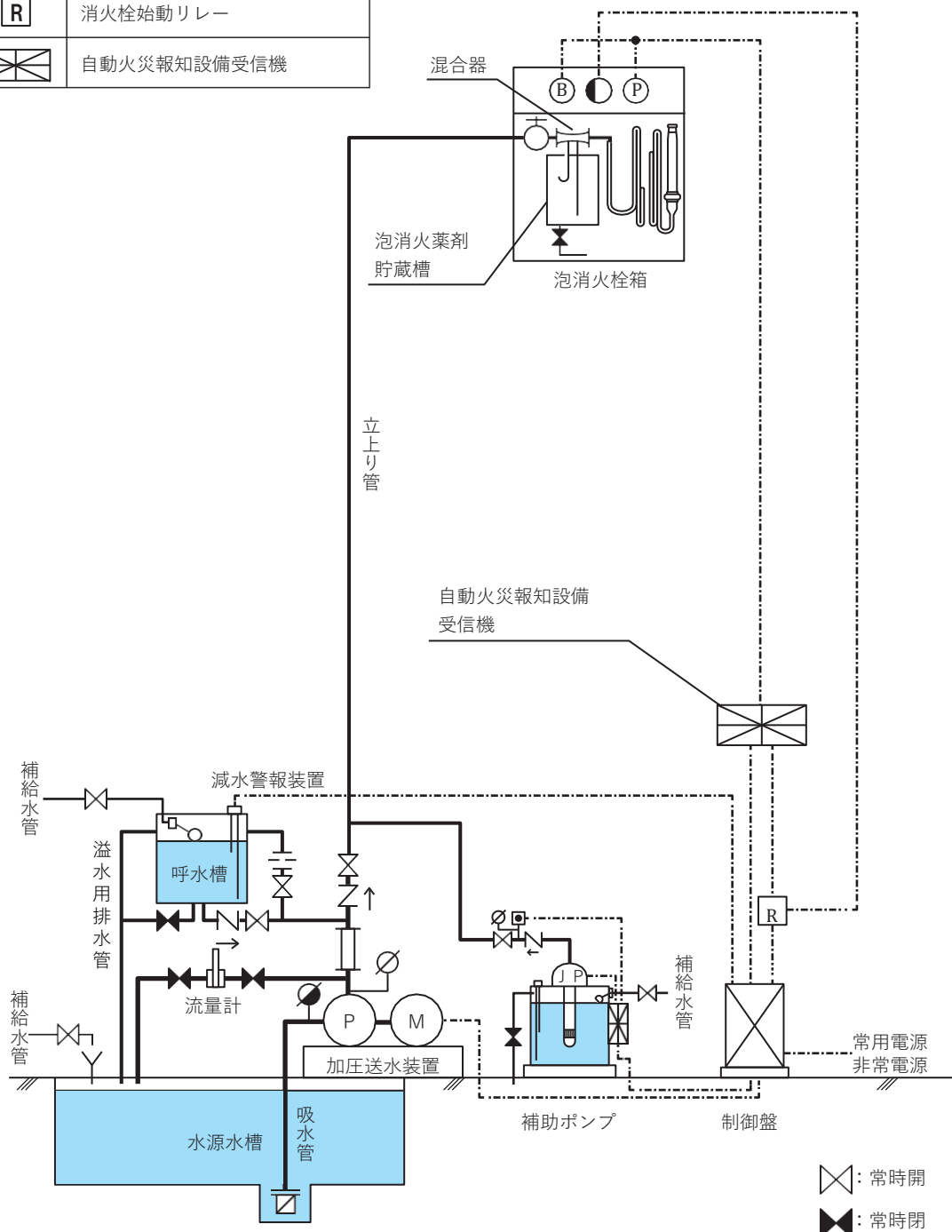
第24 総合操作盤による。



第4の2-1図

凡例

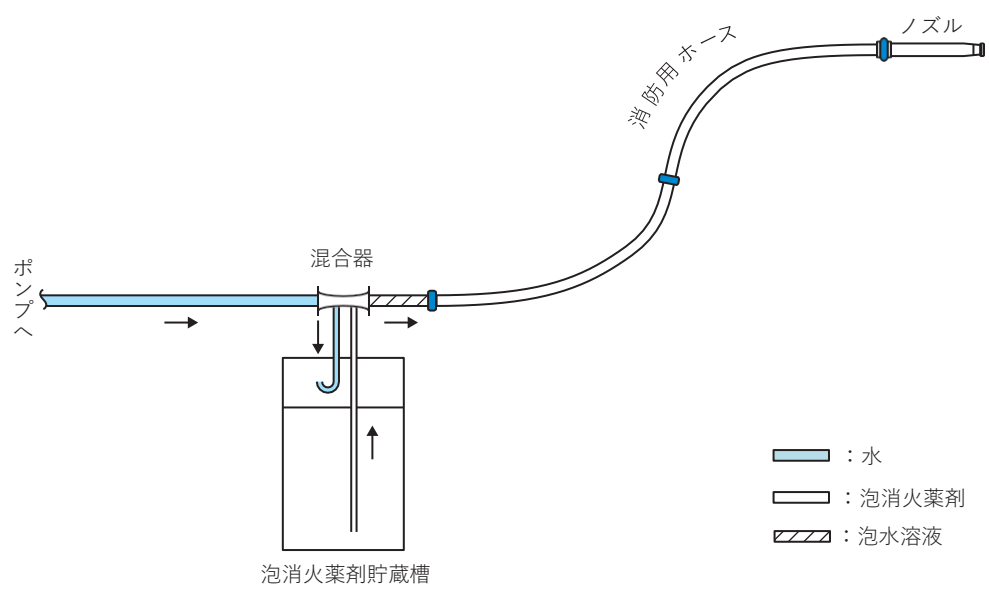
	操作部（P型発信機）
	赤色の灯火
	音響警報装置
	消火栓始動リレー
	自動火災報知設備受信機



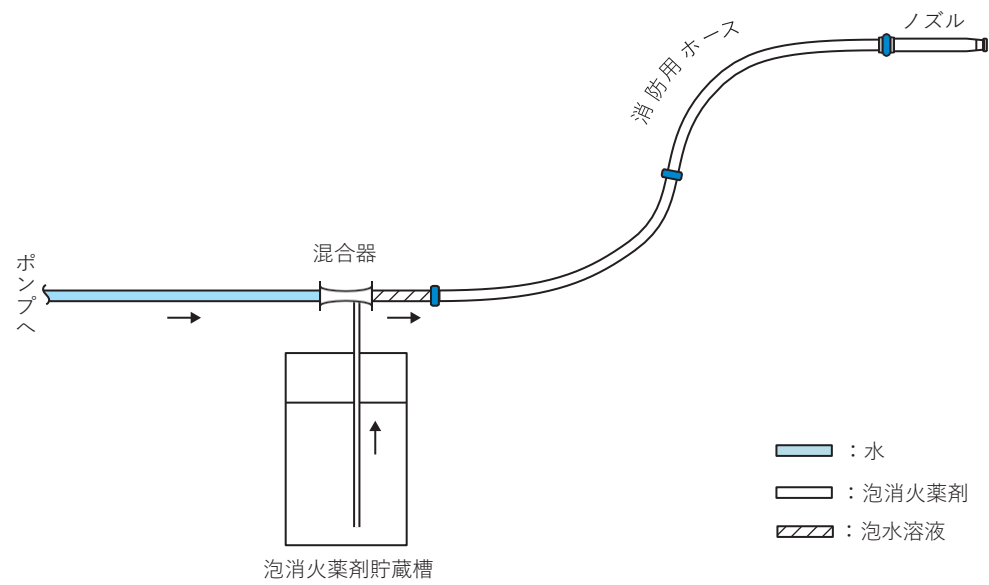
第4の2-2図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の2 移動式の泡消火設備

区 分	水源水量
自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車 の用に供される部分に設けられるもの	$100\text{ l} / \text{min} \times 2$ （ホース接続口が1個の場合は1個） $\times 15$ 分間 + 配管中の泡水溶液
その他の防火対象物又はその部分に設けられるもの	$200\text{ l} / \text{min} \times 2$ （ホース接続口が1個の場合は1個） $\times 15$ 分間 + 配管中の泡水溶液



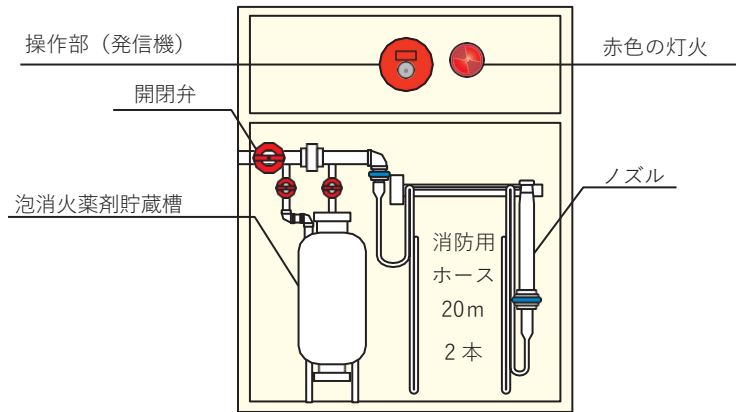
第4の2-3図



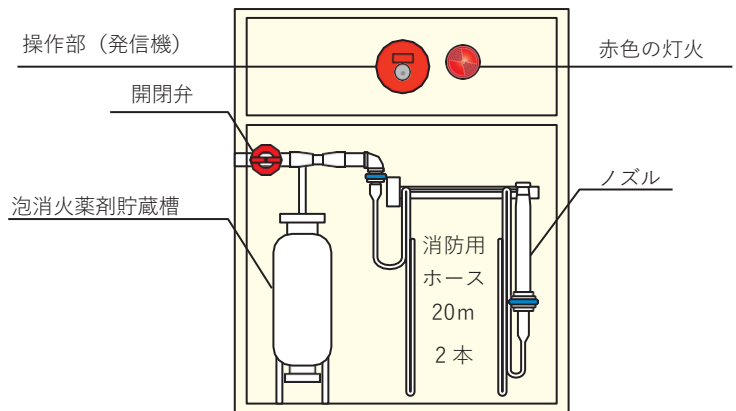
第4の2-4図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の2 移動式の泡消火設備

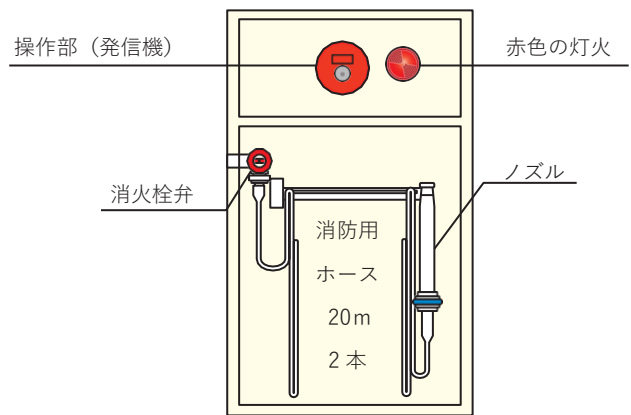
(泡放射用具格納箱に泡消火薬剤混合装置が内蔵されている場合)
プレッシャー・プロポーション方式



ライン・プロポーション方式

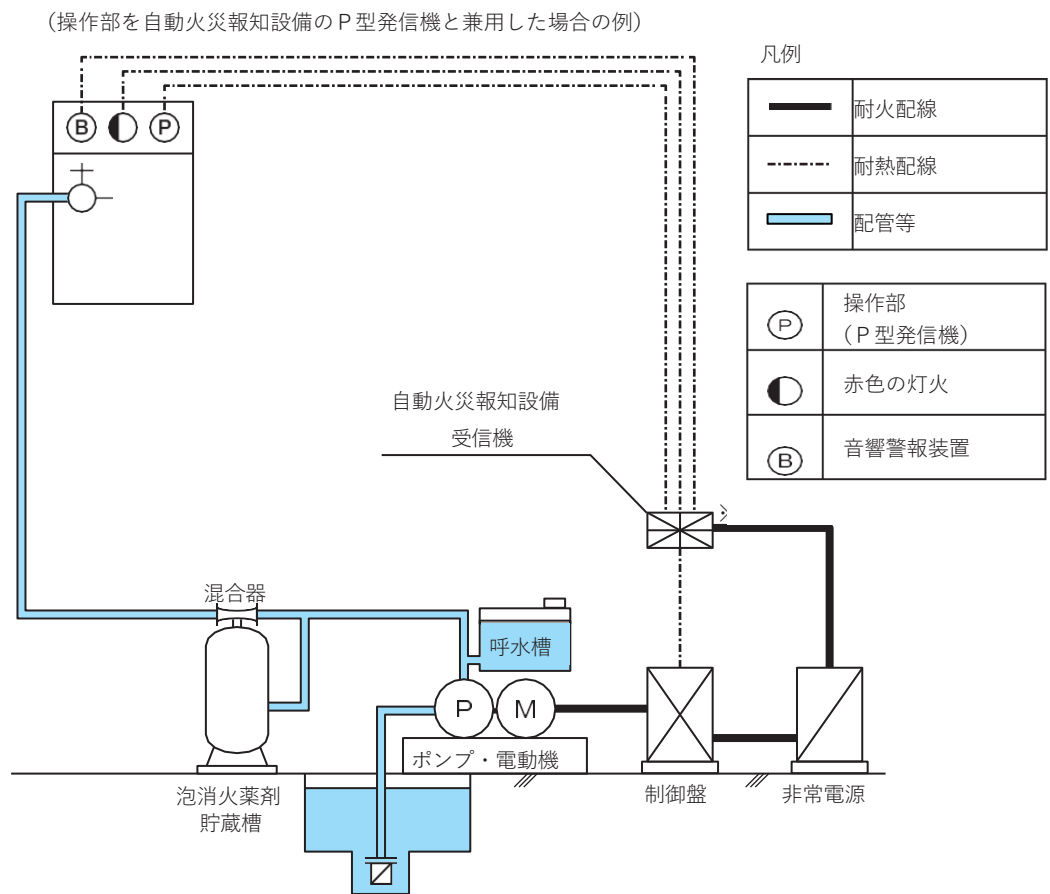


(泡放射用具格納箱に泡消火薬剤混合装置が内蔵されていない場合)



第4の2-5図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の2 移動式の泡消火設備



備考：蓄電池が内蔵されている場合、一次側配線（※）は、一般配線として差し支えない。

第4の2-6図